

岐阜県職業能力開発施設運営改革検討会

木工芸術スクール部会設置要綱

(趣旨)

第1条 平成30年度に策定した岐阜県木工芸術スクール活性化アクションプランの具体的な取組みについて意見交換を行うため、岐阜県職業能力開発施設運営改革検討会の下部組織として木工芸術スクール部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、委員15名以内とし、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員は、木工芸術スクールの活性化を図るという観点から、木工芸術スクール校長が選任する。
- 3 部会は会長を置き、委員のうちから互選する。
- 4 会長は、部会を代表し、検討会を総理する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。

(会議)

第4条 会議は、事務局が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を認め、その意見を聞くことができる。
- 3 会議の存続期間は、令和2年度までとする。

(守秘義務)

第5条 委員は部会で知り得た情報は、他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、木工芸術スクールに置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。